

西宮市地域のつどい場開設補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、西宮市地域のつどい場開設補助金の交付に関して、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域福祉計画の基本理念に沿い、地域福祉を推進するために、個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることができるつどい場の開設に係る初期経費を助成し、新規つどい場の開設を促進することを目的とする。

(対象者)

第3条 補助の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当するつどい場を運営する、もしくは開設を予定している、個人または団体とする。

- (1) 自宅や空き家等の個人宅、または自治会館や集会所等の共同利用施設を活用したつどい場であること
 - (2) 誰もが参加できること
 - (3) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会に対し、開設相談を行っていること
 - (4) 新規或いは開設されて1年以内であること
 - (5) 本事業において、営利、宗教、政治、選挙を目的とする活動を行わないこと
 - (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと
 - (7) これまでにこの要綱による補助金の交付決定を受けていないこと
- 2 前項各号に規定するもののほか、市長が必要と認めるときは、この要綱及び補助規則に規定する事項その他必要な事項を補助金の交付条件として付するものとする。

(対象経費)

第4条 つどい場の開設に係る初期経費として次の各号を対象とし、一カ所あたり30,000円を上限に補助を行う。ただし、補助総額は、その年度の予算の範囲内とする。

- (1) 備品購入費
- (2) 印刷製本費
- (3) 消耗品費
- (4) その他、つどい場の開設および初期運営に係る経費で、市長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、つどい場の開設前又は開設後1年以内に、次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書

- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付の時期)

第6条 市長は補助事業の開始前又は完了前であっても、補助金の全部又は一部を交付することができる。

(承認事項)

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及び遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る会計年度終了後（補助事業等が年度途中で完了したときは当該完了後）60日以内に、次の各号に掲げる書類を提出し、市長に報告しなければならない。なお、補助事業を中止し、又は廃止したときも同様とする。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書、レシートの写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助規則の規定により交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

(補助金精算)

第11条 補助金の決算額が交付額を下回る場合は、その差額を市に返還するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次条において単に「財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第13条 市長は、補助事業者が財産を処分したことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(暴力団排除に関する事項)

第14条 補助金交付にあたり、補助対象者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条に定める暴力団密接関係者に該当する場合は交付を行わない。

2 前項の確認のため、市長は、必要に応じて誓約書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 市長は、補助対象者が第1項に該当すると判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付された補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。